

第四十一回 参議院大蔵委員会會議録第八号

昭和三十七年九月一日(土曜日)

午前十時三十五分開会

出席者は左の通り。

委員長 佐野 廣君
理事 柴田 榮君
西川基五郎君
成瀬 幡治君
淡谷 邦彦君
永末 英一君

委員

青木 一男君
太田 正孝君
川野 三咲君
後藤 義隆君
谷口 慶吉君
温水 三郎君
林屋亀次郎君
日高 廣為君
堀 末治君
森部 隆輔君
米田 正文君
大矢 正君
佐野 芳雄君
柴谷 要君
野々山一三君
戸叶 武君
大竹平八郎君
鈴木 市蔵君

國務大臣

外務大臣 大平 正芳君
大蔵大臣 田中 角榮君

政府委員

大蔵省主計 上林 英男君
局法規課長 稲益 繁君
大蔵省理財局長 稲益 繁君

第五部

大蔵委員会會議録第八号

昭和三十七年九月一日【参議院】

事務局側

常任委員 坂入長太郎君
会専門員

本日の會議に付した案件

○産業投資特別会計法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○市道の舗装費等の財源として、地方道路税の譲与等に関する請願(第九号)

○農事組合法人に対する税の減免措置に関する請願(第五五号)(第一二三号)

○地下鉄工事のための損失補償額に対する課税軽減等に関する請願(第一〇二号)

○鹿児島県指宿市指宿塩業組合整備に関する請願(第一七九号)

○会計年度改正に関する請願(第一九八号)

○北海道、東北開発公庫資金増強等に関する請願(第二二二号)

○繼續調査要求に関する件

○委員長(佐野廣君) ただいまから大蔵委員会を開会いたします。

産業投資特別会計法の一部を改正する法律案を議題といたします。

本案の質疑は終局したものと認めます。

これより討論に入ります。御意見のある方は、賛否を明らかにしてお述べを願います。

○大矢正君 私は、ただいま議題となりました産業投資特別会計法の一部を改正する法律案に対して、社会党を代表し反対をいたします。

本法律案が当委員会に送付をされましてから、連日慎重なる審議を私どもはいたしたつもりであります。しかし、依然としてこの法律の最大のねらいであるガリオア・エロアを中心とした戦後の対日援助の債務の内容が不明確のままに推移をいたしております。したがって、私はまず第一に反対をする理由としてあげなければならぬのは、特に昭和二十四年三月以前の貿易の内容や援助の内容というものがまことに明確を欠いておりまして、特に外国との間における輸出入の貿易にいたしまして、あるいはまたその他外貨勘定の実例を見ましても、日本が自主的な立場において対日援助を受け入れたという、今日までの日米両国との間の話し合い、ないしは交換の文書というものは見受けられないというのが事実であります。したがって、私はまず第一に、今申し上げました理由によりまして、このガリオア・エロアというものは債務ではないという立場を持つものであります。

と同時に、またガリオア・エロアを中心とした対日援助は、戦後昭和二十四年三月以前の実態や、それ以降において、たとえば阿波丸の請求権を自主的にわが国が放棄したという事実や、あるいはまた国会を通して、国会の決議として米國に感謝を表明しているという点によつても、当時の國民の大多数は、これは明らかに援助として、贈与として、また戦後の混乱をした日本民生安定のためにアメリカから受け入れたものであると考えていると

思っております。また、ガリオア・エロアの援助をわが国はもちろん受けましたけれども、その間にありまして膨大な占領費の負担をしております。し、あわせて二十四年以前の貿易の実態を見ますれば、すべてが米軍の管理のもとに行なわれ、安い価格で輸出が行なわれ、高い価格で輸入が行なわれることによつても、すでにその債務は債務として見てもアメリカに支払い済みであると考えております。

次に、反対理由の第三点として申し上げなければならぬことは、今日、日本の経済の発展と拡大に伴つて、産業投資特別会計それ自身が、産業基盤の育成や発展のために多額の投資を行なっておりますが、これからの必要が增大をしようと思ふさなかに、これらの膨大な対日援助の返済を当会計の中から行なうということ、とりまなほさず、今日の経済の調整と比べ合わせまして、私はこれらの産業投資の投資額というものが窮屈になつてくるのではないかと思ひます。そのことは日本の経済の発展にとりましても残念なことでありま

す。先般来、委員会におきまして、当局側から、原資の不足を来たすようなことは、あるいはまたこの産業投資から多額の投資を受けておりまして、また出資を受けております開發銀行や輸出入銀行の原資を不足させないようになつたという表明はありましたが、私にはその実現は今日の情勢のもとにおいては不可能であるというふうに考えます。

次に、第四点として指摘をいたさなければならぬ問題は、昨年来国際収支の逆調によりまして、日本の国は外貨の蓄積高がたいへん減少を示しております。最近多少総合収支において黒字基調を見出すに至つたといはれがら、これからのガリオア・エロアのドルによる返済ということが実施をされますれば、ますます日本の外貨の蓄積、そしてまた国際収支に悪影響を及ぼします。あわせてこのことは日本の経済政策にとりましても重要な影響を与えますので、私はこの立場から反対をいたしたいと思ひます。

最後に、反対の理由として申し上げなければならぬことは、産業投資特別会計というものは、これは今私が申し上げましたとおり、産業基盤の育成強化がねらいでありまして、特殊な債務を支払うための会計でないことは明瞭であります。政府側は見返資金の積み立てが繼承されておるといふ観点からとらえて、この点については産業投資から支出をしたいという主張のようでありま

いますが、委員会において慎重審議をいたしておりますし、その委員会の中で私どもも十分政府側に申し上げたつもりでございますので、以上申し上げまして私の反対の討論を終わりたいと思ひます。(拍手)

○柴田栄君 私は、自由民主党を代表して、本案に対し賛成の意を表するものであります。

御承知のとおり、ガリオア等戦後の米対日援助は、わが国の当時の政治的経済的混乱がもたらした社会不安を除去し、国民生活を安定し、わが国経済の復興、今日の目ざましい経済発展をもたらす基礎となつたのであります。しこうして、米対日援助の最終的処理をはかるための「日本国に対する戦後の経済援助の処理に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定」並びに同協定に基づく債務の支払いに関する産業投資特別会計の昭和三十七年度予算は、すでに前国会において承認されております。したがって、本案審議の焦点となつた債務性の問題、二重払い等に対する懸念はすでに十分究明されたものと思はれるのでございますが、さらに、今回長時間にわたる審議を通じても、本法案の妥当性は一そう明白になり、もはや疑う余地のないところであると考へるのであります。

終戦後十七年、わが国経済も破局的混乱から完全に立ち直つた現在、戦後処理を一日も早く軌道に乗せることが国民多数の共通した感情であり、また民主国家のとるべき態度であり、さらに国際信義を高める上に必要であると思ひ次第であります。

次に、本改正案の第二点であります

る一般会計より新たに二百三十億円をこの会計に繰り入れる点であります。これは対米債務の返済とは何らの関係のないものであり、輸出の振興、住宅対策、農林漁業対策等々これらの発展のために出資するのでありまして、きわめて時宜に適應するものと認める次第であります。

以上申し上げた理由によりまして、自由民主党といたしましては、本改正案に対し全面的に賛意を表するものであります。(拍手)

○永末英一君 私は、民社党を代表して、自由民主党といたしましては、本改正案に対し全面的に賛意を表するものであります。(拍手)

この観点におきまして、政府は、全く目的の違つた異質のものを産投会計において処置をしようという態度も第一にけしからぬ話でございます。第二には、それをやろうとするならば、産投会計の運用、その使用の見込み、それを運営する原則につきまして、もっと明確な態度を持して臨むべきであると考へます。その二点において、政府の態度は不当に行政の権限を拡大するおそれがあるとわれわれは考へまして、これらの諸点を明らかにしてこの法案に反対をいたす次第であります。

○永末英一君 私は、民社党を代表して、自由民主党といたしましては、本改正案に対し全面的に賛意を表するものであります。(拍手)

以上申し上げた理由によりまして、自由民主党といたしましては、本改正案に対し全面的に賛意を表するものであります。(拍手)

しかしながら、成立いたしました以上におきましては、この支払いという上につきましても、はつきりとした筋を通さなければならぬとわれわれは考へるのでございます。これを産投会計法の中から支払うということは、第一に、産投会計法が設置せられた目的に全く違背をいたしておると私どもは考へます。産投会計法は、申すまでもなく、日本経済の、その当時には経済の再建や、さらにまた今後におきましては産業の開発、貿易の振興を目的としておるのでございまして、ここに全く異質の債務の支払いというような項目を入れることは、たとえば東京からできるだけ早く京都に行きなさいという列車を出発させておいて、そうして各駅停車をさせて、三十分ずつ戻りなさいというような命令を与えるがごときでございまして、私どもは、そういうことは法律の本旨にも反するし、また全体としての法律体系の秩序に違反するものだと考へます。したがって、もし支払うことが必要であるとするならば、これはわれわれの法律体系の中にもすでに賠償等特殊債務処理特別会計

があるのをごいいますから、この中から支払われるのが当然であるとわれわれは考へます。

○渡谷邦彦君 私は、公明会を代表して、賛成をするものであります。

○渡谷邦彦君 私は、公明会を代表して、賛成をするものであります。

○渡谷邦彦君 私は、公明会を代表して、賛成をするものであります。

○渡谷邦彦君 私は、公明会を代表して、賛成をするものであります。

○渡谷邦彦君 私は、公明会を代表して、賛成をするものであります。

○渡谷邦彦君 私は、公明会を代表して、賛成をするものであります。

○渡谷邦彦君 私は、公明会を代表して、賛成をするものであります。

○渡谷邦彦君 私は、公明会を代表して、賛成をするものであります。

○渡谷邦彦君 私は、公明会を代表して、賛成をするものであります。

○渡谷邦彦君 私は、公明会を代表して、賛成をするものであります。

○渡谷邦彦君 私は、公明会を代表して、賛成をするものであります。

ついでに申し入れがあったりなどいたしまして、大国的見地から考えてみた場合に、国際信義の上からも、また日米の相互の信頼と理解を深めるためにも、返済すべきが妥当であろう、かえって日本の将来にマイナスになることは避けたい、そのように思うのでございします。前国会においても、すでに支払うことの決定を見た懸案でもありまして、決定した以上すみやかに支払い方法をきめなければならぬ、このように考える次第であります。

ただ、いかなる方法によつても結論は大同小異であり、ただそこで注意してもらわなければならないことは、今後においてあくまでも国民に対して二重払いという疑義を絶対に起こさないように配慮して返済されることを強く望みまして、趣意には異論がございませんで、賛成するものであります。(拍手)

○鈴木市蔵君 私、日本共産党を代表して、本法案に反対を表明いたします。

日本共産党が本法案に反対する根本的な理由は、本法案が日本民族の利益と相いれないものであり、さらにこれは東アジアの平和と安全にとつてもきわめて危険な本質を持つものと言わざるを得ないからであります。

そもそも、本法案は、終戦以来今日までの歴史的論争を背景とし、かつ今後の進路に対する本質的な問題を含んでいるものであります。したがって、われわれが本法案の審議に全力をあげたのは当然のことでありまして、しかしながら、本法案を審議する過程において、われわれはガリオア・エロアのいわゆる対日援助が債務性を有するもの

であるという客観的な根拠は全く存在しないばかりか、それはアメリカ政府の対日政策と現池田内閣のアメリカ従属の政策を強めるための政治的作意の産物であるという認定に立たざるを得なかったものであります。

第一、ガリオア・エロア物資、いわゆる対日援助なるものの実体とその性格は、事実の究明とともに明らかにしたように、当初からアメリカ占領者の日本支配の道具として利用されたものであります。かりに一步を譲つて、援助そのものを取り上げてみても、それは占領行政の必要上のものであり、占領費としての概念の中に包括されるべきものでありまして、援助であり、まして国民はこれを無償で受け取つたのではなく、むしろ高過ぎる代金を支払っているものであります。しかもなかかわらず、当時、国民はこれを文字どおり援助と考へ、国会は感謝決議をさへ行なつたのであります。また、当時は、アメリカ占領者の全一的支配のもとで管理された貿易であり、援助物資も、商業物資も、その明確な区別は明らかでないというので実態であります。この管理貿易のもので、アメリカに一方的に有利な複数為替レートによつて行なわれ、輸入物資に対する自由選択の権利もなく、対等な対外取引権もなく、債務としての事前の契約は何一つなかったものであります。そののみでなく、国民の支払つた輸入代金の積立金は、円資金として当然残すべきはずのもの、貿易上の補給金として使われ、アメリカに吸い上げられてしまつていたのであります。以上の諸事実は、当時、大蔵省発行の資料によつても明瞭であります。債務性を有

するものなりという客観的な根拠は何一つ存在しないと言わなければなりません。

第二に、いわゆる見返資金につきましても、その設定の当初から、露骨きわまる対日支配の資金として投下されたものであります。その使途を追及するにつれて、その性格はまことに反民族的、反人民的なものであつたと言わなければなりません。その最も代表的なものは、昭和二十四年の七月と八月の二カ月間、第一回の資金投下八十五億円が国鉄であり、その資金の大部分は国鉄労働者約十一万人の大量の首切り資金に回されたのであります。次いで当時、通信事業に約三十五億円が投下され、これは全通労働者三万八千の首切り資金に回されたのであります。この歴史的事実は、今日なおわれわれの記憶になまなしく、それは下山、三鷹、松川事件という世にも不思議な物語によつて代表される日本の黒い霧の真相であります。こうして官公労大量の首切りが終つた後、この資金は民間大企業に投下され、その資金は行くところ、そこにレッド・パージの嵐が吹きすさんだのであります。昭和二十五年、こうして労働者の首切りと朝鮮への侵略戦争、その基地としての日本が作られたのであります。見返資金はそれは血ぬられた資金であり、反共戦略基地としての日本をあらためるための資金にはかならなかつたのであります。同時に、アメリカは目下の階級的同盟者として、日本の独占資本をこれによつて急速に育成強化したのであります。どうしてこれを援助と言ふことができましようか。どうしてこれを債務などと言つて支払ふ必要がありま

か。われわれは日本労働者階級の代表として断じてこれを認めることはできません。

第三に、サンフランシスコ講和会議できめるべきものをきめなかつた失敗は糾弾しなければなりません。池田首相は支払い条件の腹案を持つてこの講和会議に臨んだと発言をいたしました。これはきわめて重大な発言であり、支払う条件を初めからきめて臨むという態度は、決して民族と国の利益を代表する者の態度とは言えません。断固として棒引き論をこそ堂々と日本代表であつたはずであります。私は、池田首相の発言は、恥ずべき従属的な考え方であつたと言わなければなりません。しかし、より狡猾なアメリカは、この会議でこのことが論争されることをおそれたのであります。一つはボツダム宣言の建前もあり、また無賠償の原則を踏みにじることを天下に公表することになるからであり、二つには、当時国の内外に高かつた単独講和反対の声におそれて、これを後日の話し合いに持ち込み、三つには、日本代表がそのことを何らかの形で予測したからにほかなりません。言うならば、この講和会議というこの機会を日米両者のやみ取引で避けたということ、サンフランシスコ条約を美化するための一時の方便にしかすぎなかつたのであります。しかも、これはどの問題で、国会や国民に対しては、債務と心得るといふような答弁を行ない、アメリカに向かつては、講和会議の議題から取りはずすほどの重大さを持つた何らかの言質を与えて参つてゐるという点は、国民と国会を無視した態度

であつたと言わなければなりません。

第四は、一九六二年一月九日の協定とともに交換された二つの交換公文が示すように、この返済金の使途についても反対であります。一つは、日米教育文化交流のために使うという金は、日本人の魂を買い取つという金に使われるものであります。真の日本人のための教育と文化のための資金とは全く相反したものであるに違ひありません。われわれはアメリカ化された教育と文化を望んではいません。今大切なことは、真に自主性を持つた真の祖国愛に目ざめた日本人を作ることなればなりません。二つは、この金がアメリカの対外援助法の基金として、東アジア諸国へ反共資金として回されることとあります。後進国の開発という名のもとで、それは金額の多寡の問題にとどまらぬで、その性質の持つ重大さは、安保条約のいう極東地域と不可分であり、同条約の経済的裏づけを行なうこととなる公算が目に見えてゐるというのであります。悪名高いこのアメリカの対外援助法に日本が二役買つて、その一部の資金を提供するといふことになるのであります。これは深く考へる必要のある問題だと思ひます。なぜなら、今南ベトナムで、台湾で、南朝鮮でどういふ事態が起こり、また起きようとしてゐるかということをお考えになるならば明らかであります。しかも、これを十五カ年間にわたつて共同の責任を負うということ、今日の国際情勢に対する根本的な認識の欠如、そしてきわめて危険な道を進むことを意味するのであります。結論は明らかであります。本来支払

うべからざる金を支払うところから、このような危険な道をたどることになるのであります。問題の本質はただ一つ、民族の真の利益のために今日一番大切なことは、アメリカの従属のひもを断ち切ることであり、真の完全な独立への道を進むことであります。本法案はこの進路に逆行し、日本民族をさらに困難な状態に追い込み、東アジアの平和と安全に本質的な危険をもたらすものであります。したがって、この法案の意図するものは必ずや日本人とアジア人民の大きな反対の前につまづくに違いありません。よって、日本共産党はあくまでも反対であります。

○大竹平八郎君 私は、本案に賛成の意を表するものでございます。しかし、賛成にあたりまして一言申し上げなければならぬと思うのでございますが、新憲法治下におきまして開会されました四十一回の国会を通じて、これは議論の中心になった法案というものはないのであります。その根拠はどこにあるかと申し上げざるならば、債務性という大きな問題でございまして、私もこれを考えますという、勢い占領政策という問題にわたらなければならぬと思うのであります。当時のアメリカ占領政策は、あくまでも日本を植民地化しようとする精神であり、すなわちヘーグの陸戦法規の精神をもって臨んだことは御承知のとおりでございます。日本は民主主義は与えられましたが、その反面におきまして、日本が今日どうすることもできない精神面に大きなわれわれは穴をあけられておるといふ、こういう事実でございます。

そういふ中におきまして、当時の占領政策がいかなるものであったかということは、たびたび質疑の中に出ております。アメリカ側の提示されたところの総金額と、それからまた日本側の計算をいたしました金額というものが、相当な相違があり、しかし、これはあくまでも通産省独自の価格規定によつてやつたわけではないのであります。全部が、当時といたしましては向こうに指示をせられなければならぬという、そういう黒い環境に置かれたという、そういう点でございます。したがって、当時といたしましては、総理大臣でございます芦田さんにしては、一司令部の課長に呼び出されて、そうしてその指令を受けなければならぬというふうな状況。今日いかがでございますか。池田総理が対等の立場におきましてアメリカの大統領と話し合ひをする。こういう場合に大きな相違があったのでございまして、当時日本に自主性などというものは絶対ないものでございます。

それならば、それがいいまして、私は、それが債務性であるが、無償であるが、国際信義の上からいって当然返さなければならぬ、かように解釈をいたしておるものでございます。そういう意味におきまして、今度のこの法案に私は賛成するのでございまして、賛成するにあたりまして、政府に一言要望をいたしたのでございまして、それは、これを機会にいたしまして、いわゆる対米外交方針に對しまして、一新機軸をぜひ開いてもらいたいという。それから、援助費のこの問題でございまして、アメリカのこれは予算に入つて、そうして東アジアの経済援助に振り向けられるのでございしますが、むしろこれは正式にあなの方から私どもはその具体的な状況は聞きするとはできなかったものでございしますが、できるだけ日本の貿易の面にプラスになるような要望をひとつぜひしていただきたい。それから、日米文化交流の問題でございしますが、この問題も具体的な御答弁はなかつたのでございしますが、ぜひアメリカ側に要望をしていただきまして、単に日米両国のこの問題だけに限らず、この交流の拡大性を私は心から主張をいたして、そうしてこれをまた米側にも要望をしていただきたい、かように考えるわけでありまして、

最後に、産投会計に関連をいたしまして、大蔵大臣に要望をいたしたいことは、先般私は質疑の中で一言触れたのでございしますが、今日の日本のこの産投会計によつておきますところの基本産業のうちにおきまして、最も精手を受けておきますものは海運界の状況でございまして、したがって、この海運界の問題が、かつての造船業というふうな問題にとらわれることなく、そうして日本の貿易外収支の大宗をなした海運界につきましては、一その御尽力を要望をいたしまして、私の賛成の意見を終わる次第でございまして、

○委員長(佐野廣君) 他に御発言もございませんければ、討論は終局したものと認めて御異議ございませんか。

○委員長(佐野廣君) 御異議ないと認めます。

これより採決を行ないます。産業投資特別会計法の一部を改正する法律案を問題に供します。本案を原案どおり可決することに賛成の方の挙手を願います。

○委員長(佐野廣君) 挙手多数と認めます。よって、本案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

○委員長(佐野廣君) 御異議ないと認めます。よって、さよう決定いたします。

部改正案を御可決賜わり、感謝にたえません。本国会は真夏に召集せられたにもかかわらず、終始慎重かつ熱心に御審議賜わり、本案成立に格段の御協力を賜りましたことに対して、深く敬意を表し、ごあいさついたします。

租税及び金融等に関する調査は、閉
会中も引き続いて行なうため、本院規
則第五十三条により要求書を議長に提
出したしたいと存じますが、御異議ご
ざいませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり〕

○委員長（佐野廣君） 御異議ないと認
めます。

なお、要求書の作成等につきまして
は委員長に御一任願いたいと存じま
すが、御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり〕

○委員長（佐野廣君） 御異議ないと認
めます。よって、さよう決定いたしま
した。

暫時休憩いたします。

午前十一時十二分休憩

〔休憩後開会に至らなかった〕

第五部

大藏委員会會議録第八号

昭和三十七年九月一日

【参議院】

昭和三十七年九月十四日印刷

昭和三十七年九月十五日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局